



環審第17号
令和4年7月27日

徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

徳島県環境審議会
会長 本仲 純



第9次総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について（答申）

令和4年4月19日付け環管第111号により諮問のありました案件について、次のとおり答申します。

1 第9次総量削減計画の策定について

第9次総量削減計画の策定については、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）」のとおりとすることが適当である。

なお、本計画の効果的な推進により、きれいで豊かな海「とくしまのSATOUMI（里海）」の実現に努められたい。

2 総量規制基準の設定について

総量規制基準の設定については、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（案）」のとおりとすることが適当である。

なお、事業者等に対して、総量規制基準の遵守がなされるよう指導されたい。